

被扶養者の認定等に関する事務取扱要領

〔平成19年3月29日〕
年金保険部長決定

(目的)

第1 この要領は、地方公務員等共済組合法、同施行令、同施行規程、同運用方針及び東京都職員共済組合被扶養者資格認定基準に基づき、被扶養者の認定等の事務取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被扶養者)

第2 被扶養者とは、次に掲げる者で、主として組合員の収入によって生計を維持している者をいう。ただし、同一世帯（組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。）であることが条件となる被扶養者について、転勤等により一時的に別居を余儀なくされる場合（以下「勤務上の都合による別居」という。）には、同居していることを要しない。

- 一 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- 二 同一世帯に属する3親等内の親族で一に掲げる者以外の者
- 三 事実上婚姻関係にある者の父母及び子並びに当該事実上婚姻関係にある者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者
- 四 前各号に係る被扶養者の範囲は別表1のとおりである。

(収入)

第3 被扶養者の収入の認定及び認定基準額は、次による。

- 一 恒常的収入によること。退職金、土地売却代金などの臨時的収入は、本条の収入に含めない。
- 二 認定申請時点において将来に向かって収入が年額130万円（月額108,334円、日額3,612円）未満であること
- 三 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、認定申請時点において将来に向かって収入が年額180万円（月額150,000円、日額5,000円）未満であること。
 - (1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下「公的年金等」という。）のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者
 - (2) 60歳以上の者
- 四 前項及び前々項の規定にかかわらず、被扶養者の収入が別表2の事業収入、内職収入、農林漁業収入及び財産収入である場合は、確定申告日（不動産等の相続の場合は相続発生日）において認定基準額未満であること。
- 五 収入の区分及び内容は別表2のとおりである。

(雇用保険法による給付金の受給)

第4 雇用保険法による給付金(基本手当日額及び他の恒常的収入の日額の合計が3,612円以上であるもの。ただし、第3三(1)又は(2)に該当する場合には、公的年金及び他の恒常的収入の日額と合算して月額5,000円以上であるもの。)を受給している期間は、認定基準額以上の収入があるものとみなす。

(夫婦の共同扶養)

第5 夫婦が共同して扶養している場合は、次による。

- 一 被扶養者とする者の員数にかかわらず夫婦のうちの年間収入の多い者の被扶養者とするを原則とする。
- 二 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には当該各号の定めるところによる。
 - (1) 夫婦双方の年間収入が同程度(収入額の差が多い方の収入の10%以内)である場合は、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
 - (2) 夫婦双方が東京都職員共済組合の組合員である場合は、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
 - (3) 被扶養者とする者に関し扶養手当又はこれに相当する手当が支給されている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とする。
 - (4) 組合員が育児休業を取得した場合(夫婦双方が東京都職員共済組合の組合員であるときを除く。)、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から被扶養者を異動しないこととする。ただし、新たに誕生した子については、前項及び前各号により判定するものとする。

(優先する主たる扶養義務者)

第6 被扶養者とする者に関し、組合員に優先する主たる扶養義務者(別表3に例示する者。以下「優先する主たる扶養義務者」という。)が存在する場合は、被扶養者とする者と優先する主たる扶養義務者の年間収入の合計額がそれぞれの認定基準額の合計額以上の場合は、被扶養者とする者の収入が認定基準額未満であっても被扶養者に認定できないものとする。

(組合員以外の扶養義務者)

第7 被扶養者とする者に関し、組合員と同等の扶養義務者(別表4に例示する者。以下「同等の扶養義務者」という。)が存在する場合は、次による。

- 一 被扶養者とする者、組合員及び同等の扶養義務者が同居している場合は、当該世帯の者のうち最も収入の多い者の被扶養者とする。
- 二 被扶養者とする者及び同等の扶養義務者が同居し、組合員が別居している場合で、被扶養者とする者及び同等の扶養義務者の年間収入の合計額がそれぞれの認定基準額の合計額以上の場合には、被扶養者とする者の収入が認定基準額未満であっても組合員の被扶養者には認定できないものとする。

(別居)

第8 被扶養者とする者が組合員と別居している場合については、次による。

一 組合員からの送金等により、扶養の事実が具体的に認められること。また、送金等の確認は、原則として銀行振込などの客観的な証拠書類によること。ただし、同一住所での別世帯などで、これにより難しい場合には、被扶養者から徴取した受領書等によることも差し支えない。

二 原則として、毎月、次項に定める額以上の額を組合員から被扶養者に送金しなければならない。

三 組合員の送金額は、原則として次の各号による。

(1) 別居先世帯の全員を被扶養者とする場合又は別居先世帯の一部を被扶養者とする場合で、当該別居先世帯に優先する扶養義務者又は同等の扶養義務者（以下、「別居先世帯の扶養義務者」という。）がない場合は、組合員からの毎月の送金額が被扶養者の年間収入の合計額を12で除した額以上であり、かつ、組合員からの毎月の送金額に被扶養者の年間収入の合計額を12で除した額を加えた額が、10万円（別居先世帯の被扶養者が2名以上の場合は、2人目以降1人につき5万円を10万円に加えた額）以上であること。

(2) 別居先世帯の一部を被扶養者とする場合で、当該別居先世帯に別居先世帯の扶養義務者がいるとき（子を夫婦共同で扶養するときを除く。）の組合員からの毎月の送金額は、前号の「被扶養者の年間収入の合計額」を「被扶養者の年間収入の合計額に別居先世帯の扶養義務者の年間収入の合計額を加えた額を別居先世帯の扶養義務者及び被扶養者の人数で除して得た額に、別居先世帯の被扶養者の人数を乗じて得た額」に読み替えて算出した額以上であること。

(3) 別居先世帯に、被扶養者でない配偶者と被扶養者である子がいる場合は、組合員からの毎月の送金額が被扶養者の年間収入の合計額を12で除した額以上であり、かつ、組合員からの毎月の送金額に被扶養者の年間収入の合計額を12で除した額を加えた額が、10万円（別居先世帯の被扶養者が2名以上の場合は、2人目以降1人につき5万円を10万円に加えた額）以上であること。

四 前項の規定にかかわらず、被扶養者とする者が特別養護老人ホームや児童福祉施設などに入所している場合は、当該施設における生計費又は日常諸費を多少でも組合員が負担していること。

ただし、当該施設における生計費又は日常諸費が当該施設入所者の収入により維持できるときは、被扶養者に該当しないものとする。

五 組合員と同居の被扶養者が別居となった場合は、別居再認定の手続きを行うこと。ただし、ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、別居再認定の手続きを省略することができる。

(1) 組合員が勤務上の都合により別居するとき。

(2) 組合員の子が学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下この項において「法」という。）第1条に規定する学校に通学する学生（同法に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）で、通学の都合により別居するとき。

- (3) 扶養手当支給対象の組合員の子が法に規定する学校((2)に該当するものを除く。)に通学する学生で、通学の都合により別居するとき又は海外の学校に留学することにより別居するとき。

(認定年月日)

第9 認定年月日については、次による。

- 一 新たに組合員となった者に被扶養者とする者がある場合にはその者が組合員となった日を、組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合にはその事実が生じた日を、それぞれ認定日とする。ただし、その申告が、組合員となった日又は組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた日から30日以内に行われなかった場合には、その申告書を受理した日を認定日とする。
- 二 申告書を受理した日は、所属が申告書を受理した日(收受印の年月日)とする。

(抹消)

第10 被扶養者の抹消については、次による。

- 一 抹消すべき事実が発生した場合は、組合員からの申し出日、被扶養者抹消申告書の所属所受理日にかかわらず、当該事実の発生した日を抹消日とする。
- 二 給与収入の超過による抹消日は次による。
 - (1) 雇用契約により月収が決まっている場合又は雇用契約による収入日額及び稼働日数から月収を算定し、その月収が認定基準額を超えると見込まれる場合(いずれも3ヶ月以下の雇用契約の場合は除く。)は、雇用(採用)日を抹消日とする。
 - (2) パート、アルバイト等で前記(1)により難しい場合において、月収の3ヶ月平均が認定基準額以上あり、かつ、将来も同様の収入が見込まれるときに抹消するものとし、当該3ヶ月の最終月の翌月の初日(4ヶ月目の1日)を抹消日とする。ただし、過去1年間の収入が130万円以上となった場合は当該1年間において初めて月収の3ヶ月平均が認定基準額以上となった月の翌月の初日(4ヶ月目の1日)を抹消日とする。
- 三 公的年金の収入超過による抹消日は、年金決定(改定)通知を受けた日とする。

(要件の確認)

第11 被扶養者の要件の確認については、次による。

- 一 被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、遅滞なく、被扶養者抹消申告書を組合に提出し、確認を受けなければならない。
- 二 組合は、通常稼働能力があると考えられる者など被扶養者の要件を欠く可能性が高い者について、被扶養者の要件の確認期日(以下、「認定期限日」という。)を設定し、定期的に被扶養者の要件の確認を行うこととする。
- 三 組合は、認定期限日が到来した場合のほか、必要に応じて、要件の確認に必要な書類の提出を求めることとする。
- 四 組合員は、組合から被扶養者の要件の確認に必要な書類を求められた場合は、すみやかに申告書類を組合へ提出し、被扶養者の要件の確認を受けなければならない。
- 五 被扶養者の要件の確認は組合員証等の検認・更新及び様式に関する事務取扱要領(平

成18年3月28日付事務局長決定)に規定する検認として実施する。

(その他)

第12 この要領に定めのない事項又はこの要領の適用に当たり、特に判断を要する事項については、必要の都度、年金保険部長が決定する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日一部変更

平成22年4月1日一部変更

平成27年4月1日一部変更

附 則

この変更は、令和5年4月1日から施行する。

別表 2

収入の区分及び内容（例示）

区 分	内 容
給 与 収 入	<p>労働契約、就業規則、団体協約などによりあらかじめ定められている支給条件、算出方法によって基本的に毎月決まって支給される現金給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本給、日給基準額 ○扶養手当、住宅手当、通勤手当 ○管理職手当、役付手当 ○超過勤務手当、深夜手当、夜勤手当 ○賞与（ボーナス）、年末手当（期末手当）、勤勉手当、決算手当
事 業 収 入	<p>土地以外の不動産を賃貸して得た収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家賃・間代收入 <p>原則として、事業所を構えて事業を営んで得た収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○たばこ商、雑貨商などによる収入 ○倉庫業の収入 ○書道、生花、裁縫などの塾をひらいている場合の月謝などの収入
内 職 収 入	<p>原則として、事業所を構えずに請け負い契約に基づいて得た収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○和洋服仕立賃、編賃 ○製本手間代、筆耕料、原稿料、翻訳料、講演料、講師料 ○家庭教師、書道、生花、裁縫教授などによる報酬
農林漁業収入	<p>1年を通じて農業、林業又は漁業を営んで得た収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業収入 ○林業収入 ○漁業収入
財 産 収 入	<p>金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権など）の賃貸によって発生する収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○預貯金利子、貸金利子、株式配当金、公社債利子 ○立て看板（広告）の貸地料 ○土地の権利金収入
公的年金給付	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金、厚生年金基金、国民年金、国民年金基金、国家公務員等共済年金、地方公務員等共済年金、農林漁業団体共済年金（農林年金）、私立学校教職員共済年金 ○老齢年金 ○障害年金 ○遺族年金 ○普通恩給、傷病恩給
他の社会 障 給 付	<ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法に基づく各種給付（傷病手当金、休業手当金等） ○健康保険法、国民健康保険法、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法に基づく各種給付 ○雇用保険法に基づく各種給付 ○生活保護法に基づく各種扶助 ○児童手当

別表 3

組合員に優先する扶養義務者の例示

被扶養者	優先する扶養義務者
父母	父母の配偶者
子	子の配偶者
孫	孫の父母
祖父母	祖父母の子
兄弟姉妹	組合員の父母
義父母	義父母の配偶者・組合員の配偶者及びその兄弟姉妹

別表 4

組合員と同等の扶養義務者の例示

被扶養者	同等の扶養義務者
父	父の組合員以外の子
母	母の組合員以外の子